

○政治倫理の確立のための茅ヶ崎市長の資産等の公開に関する条例施行規則

平成7年12月22日

規則第37号

改正 平成14年3月27日規則第2号

平成14年4月15日規則第19号

平成15年5月23日規則第29号

平成18年5月31日規則第28号

平成19年9月28日規則第36号

平成19年9月28日規則第37号

平成22年4月30日規則第25号

平成23年4月15日規則第25号

平成29年4月28日規則第51号

令和4年8月19日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、政治倫理の確立のための茅ヶ崎市長の資産等の公開に関する条例（平成7年茅ヶ崎市条例第25号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、茅ヶ崎市長の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書等)

第2条 条例第2条第1項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第2条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券（資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限る。）、金銭信託及びその他とする。

3 条例第2条第1項第6号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

4 条例第2条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

5 条例第2条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

6 条例第2条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

(平18規則28・平19規則37・一部改正)

第3条 条例第2条第1項の資産等報告書は、第1号様式によるものとする。

2 条例第2条第2項の資産等補充報告書は、第2号様式によるものとする。

(所得等報告書)

第4条 条例第3条第1号イの規則で定める所得の金額は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第2号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

第5条 条例第3条の所得等報告書は、第3号様式によるものとする。

2 条例第3条の所得等報告書の作成は、確定申告書の写しによって行うことができる。この場合において、同条第1号ア又はイに掲げる金額が100万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

(関連会社等報告書)

第6条 条例第4条の報酬とは、金銭による給付をいう。

第7条 条例第4条の関連会社等報告書は、第4号様式によるものとする。

(期限の特例)

第8条 条例第2条第1項の資産等報告書、同条第2項の資産等補充報告書、条例第3条の所得等報告書及び条例第4条の関連会社等報告書（以下これらを「報告書」という。）の作成の期限が、茅ヶ崎市の休日を定める条例（平成元年茅ヶ崎市条例第3号）第1条第1項に規定する茅ヶ崎市の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

(報告書の訂正)

第9条 報告書を訂正しようとする場合には、市長は、訂正届を作成し、訂正の箇所はその氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(令4規則34・一部改正)

(報告書の閲覧)

第10条 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

2 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、市長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。ただし、報告書の写しの交付を請求することはできない。

3 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

6 前各項に定めるもののほか、条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、平成7年12月31日から施行する。

2 条例附則第2項の規定により作成する資産等報告書については、第2条、第3条第1項及び第8条から第10条までの規定を準用する。

3 茅ヶ崎市事務分掌規則（昭和37年茅ヶ崎市規則第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成14年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第36号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第37号）

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

附 則（平成22年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3号様式の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成 23 年規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 51 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年規則第 34 号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

資 産 等 報 告 書

茅ヶ崎市長 _____

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金

(1) 預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

(2) 貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

種 類	銘 柄	株 数
株		株
券		

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。)

(1) 自動車

種	類	数	量

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

種	類	数	量

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種	類	数	量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

ゴルフ場の名称

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

借入金の総額	円
--------	---

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

資 産 等 補 充 報 告 書

茅ヶ崎市長 _____

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金

(1) 預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

(2) 貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

種 類	銘 柄	株 数
株		株
券		

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。)

(1) 自動車

種	類	数	量

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

種	類	数	量

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種	類	数	量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種 類	数 量

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

ゴルフ場の名称

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

借入金の総額	円
--------	---

所 得 等 報 告 書

茅ヶ崎市長 _____

		所 得 金 額	基 因 と な っ た 事 実
総 合 課 税	事 業 所 得	円	
	不 動 産 所 得		
	利 子 所 得		
	配 当 所 得		
	給 与 所 得		
	雑 所 得		
	譲 渡 所 得		
	一 時 所 得		
分 離 課 税	土 地 等 の 事 業 ・ 雑 所 得		
	短 期 譲 渡 所 得		
	長 期 譲 渡 所 得		
	一 般 株 式 等 の 事 業 ・ 譲 渡 ・ 雑 所 得		
	上 場 株 式 等 の 事 業 ・ 譲 渡 ・ 雑 所 得		
	上 場 株 式 等 の 利 子 ・ 配 当 所 得		
	先 物 取 引 の 事 業 ・ 譲 渡 ・ 雑 所 得		
山 林 所 得			

受 贈 財 産 の 課 税 価 額	円
-------------------	---

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

第1号様式（第3条関係）

（平14規則2・平19規則36・平19規則37・令4規則34・一部改正）

第2号様式（第3条関係）

（平14規則2・平19規則36・平19規則37・令4規則34・一部改正）

第3号様式（第5条関係）

（平14規則19・平15規則29・平22規則25・平23規則25・平29規則51・令4規則34・
一部改正）

第4号様式（第7条関係）

（令4規則34・一部改正）